学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査（補足） 実施要領

「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）」（平成３１年３月１８日付け３０施参事第５４号）にて依頼しましたブロック塀等の安全対策等状況調査については、本補足により、資料提出いただきますようお願いします。

１．調査対象となる学校

全国の国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成３０年８月１０日公表）※において、[ブロック塀等を有する学校数]及び[未報告の学校数]として報告した学校を調査対象とします。

なお、同通知の調査結果上、[ブロック塀等を有していない学校]として報告した学校は調査対象外とします。

（各都道府県別の調査対象となる学校数については、「【参考】対象となる学校数（都道府県・国公私立学校別）」を参照）

※　「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成 30 年８月 10 日（30 施施企第 16 号））にて、結果を通知。

２．調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（本要綱において「ブロック塀等」という。）

※　組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

３．提出期限

２０１９年４月１７日（水）１６時

※　提出期限の厳守に御協力をお願いします。

４．提出資料

本補足調査にて送付している以下の資料を提出してください。

◉ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【都道府県記入用】（調査票２）
（ファイル名：【調査票２】都道府県作業・提出用.xlsx）

※「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）」（平成３１年３月１８日付け３０施参事第５４号）にて提出を依頼している「【調査票４】ブロック塀等の安全対策状況調査票（文部科学省提出用）」の提出は不要です。

５．添付資料（作業要領）

本補足調査では以下の２つの調査票を送付しています。

◉ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【学校設置者記入用】（調査票１）
（ファイル名：【調査票１】学校設置者作業用.xlsx）

【作業内容：学校設置者による作業】

［シート名：調査票］に学校設置者にて、域内の所管・所轄する調査対象となる学校の情報を記入する。

◉ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【都道府県記入用】（調査票２）
（ファイル名：【調査票２】都道府県作業・提出用.xlsx）

【作業内容：都道府県による作業】

［シート名：調査票］に都道府県にて、学校設置者から提出された調査票１の結果（調査票１のセルＡ２１～Ｓ２１以降の行）を転記する。この際に、［値］で貼り付けを行ってください。正しく転記が出来ているか確認後、文部科学省に提出願います。

６．提出先と提出方法

下記の提出先までメールにて提出願います。（幼稚園や小学校等を一つのファイルにまとめた場合、両担当課へ送付いただきますようお願いします。）

調査対象機関	文部科学省の各担当課・連絡先	
	部署・係名	提出先（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）・連絡先
私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext.go.jp ０３－６７３４－２３７４
私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、株立学校	高等教育局私学部 私学助成課 助成第二係	josei2@mext.go.jp ０３－６７３４－２７７４

（提出方法）

提 出 先：上記、文部科学省各担当課連絡先

件　　名：【〇〇】学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査

添付ファイル名：【〇〇】ブロック塀等の安全対策等状況調査票

※ 〇〇には、都道府県番号及び都道府県名記入する。

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査（補足）
調査票作業要領

この資料は、本補足調査における学校設置者用の作業用として配布する「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【学校設置者記入用】（調査票１）」（Excel データ）の調査票シートに係る記入要領です。

１．調査対象となる学校

全国の国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成３０年８月１０日公表）※において、[ブロック塀等を有する学校数]及び[未報告の学校数]として報告した学校を調査対象とします。

なお、同通知の調査結果上、[ブロック塀等を有していない学校]として報告した学校は調査対象外とします。

（各都道府県別の調査対象となる学校数については、「【参考】対象となる学校数（都道府県・国公私立学校別）」を参照）

※　「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成 30 年８月 10 日（30 施施企第 16 号））にて、結果を通知。

２．調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）

※　組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

３．作業シート(Excel データ)の記入要領

個別シートの入力内容は、集計シートへ自動的に集計されます。表示された結果に誤り等が無いか確認の上、とりまとめ者に提出願います。

記入に当たっては、（別紙）「選択の要領図」を参照する。

● 入力方法

- ✧ 2019年4月1日現在の状況を記入願います。（2019年4月1日現在においてブロック塀等を保有していない学校であっても、１．に示す調査対象となる学校は全て記入してください。）
- ✧ 青色に着色したセルのみ記入願います。
- ✧ 調査票に入力後、正しく入力出来ている場合は、行全体が青色となります。正しく入力が出来ていない場合は、判定欄にＮＧと表示されるので入力内容を確認してください。
- ✧ 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に廃校となった学校は、Ｓ列（調査対象となる学校のうち、廃校となった学校）をプルダウンで「✓」にしてください。
- ✧ 未報告は無いように確認をお願いします。
- ✧ 外観に基づく点検、ブロック内部の点検の内容は、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施施企第12号））」に示されているとおり。「（参考）点検内容」を参照。
- ✧ 本調査における用語の定義は以下のとおりです。
  - ➢ 「安全対策」とは、安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うことです。
  - ➢ 「改修」とは、既存のブロック塀等を技術基準※に適合するよう改修を行うことです。
  - ➢ 「再整備」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置することです。
  - ➢ 「再整備に向けた撤去」とは、新たな囲障の整備に向け、既存のブロック塀等の撤去を行われていることです。
  - ➢ 「恒久的な撤去」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置しないこと。

※技術基準：建築基準法施行令（第六十一条、六十二条の六、六十二条の八）、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、一般社団法人 日本建築防災協会）等

【学校設置者名】

◉ 学校設置者名を記入する。

【学校種別】

◉ プルダウンで選択する。

・幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【学校名】Ａ

◉ 学校名を記入する。

2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長

2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長を記入する（前回調査票未提出の学校は、2018年6月19日時点の全長を確認し記入）。

【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】　（調査票の右端）

◉ 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に廃校となった学校はＳ列の【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】をプルダウンで「✓」にする。

➡ 作業完了（当該学校については、以下の①～③は回答の必要は無し。）

【①ブロック塀等の有無】

◉ 2019年4月1日現在におけるブロック塀等の保有状況について、Ｂ又はＣのいずれかに〇を記入（プルダウンで選択）する。

ブロック塀等を有する学校　　：Ｂに〇

ブロック塀等を有していない学校：Ｃに〇

－ ①の回答の仕方の解説 －

【ブロック塀等を有する学校】Ｂ

◉ 今後、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）の再整備や恒久的な撤去を行う予定であっても、2019年4月1日時点でブロック塀等を有している学校は計上する。

◉ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で既存ブロック塀等の撤去が完了していない場合は「ブロック塀等を有する学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されていない場合は「ブロック塀等を有する学校」とする。）

【ブロック塀等を有していない学校】Ｃ

◉ 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行い、2019年4月1日現在でブロック塀等を有していない学校を計上する。

◉ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で、すべての既存ブロック塀等の撤去工事が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されているが、フェンスを再設置する工事が完了していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

◉ 2019年4月1日以降、新たな囲障を整備する計画はあるものの、同年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去は完了しており、新たな囲障を整備する契約について、まだ締結していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

点検により安全が確認されたブロック塀等の全長
◉ 外観に基づく点検及びブロック塀内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた長さ（m）を整数で記入する。
【④ブロック塀等の安全対策等の全長】
◉ ブロック塀等の安全対策等の全長について、安全対策の状況毎に長さ（m）を整数で記入する。 ④-1.【対策完了:ブロック塀等以外の囲障への再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】 ④-2.【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年3月末までに完成予定）】 ④-3.【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年4月以降に完成予定）】 ④-4.【対策完了:改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】 ④-5.【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】 ④-6.【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】 ④-7.【点検未完了:ブロック内部の点検が未完了の全長】 ④-8.【点検未完了:外観に基づく点検が未完了の全長】 ※完了とはブロック塀等の安全対策工事が完了したものを指す。 ※ 提出時には、点検により安全が確認されたブロック塀等の全長と【④ブロック塀等の安全対策等の全長】の合計値が、2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長と同値になることを確認すること。

－ ④の回答の仕方の解説 －

一つの学校において、複数のカテゴリに該当する場合は、複数のカテゴリに記入する

例：2018年6月19日時点で保有していた安全性に問題があるブロック塀等20mのうち、10mは改修を完了、10mは2020年3月末までに完了予定の場合、4と5それぞれのカテゴリに10と記入する。

1) 【対策完了：ブロック塀等以外の囲障の再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】

- 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。

2) 【撤去のみ完了：新たな囲障の再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年3月末までに完成予定）】

- 2020年3月末までに、新たな囲障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。

3) 【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年4月以降に完成予定）】

- 2020年4月以降に、新たな囲障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。

4) 【対策完了：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】

- 2018年6月19日以降に、改修や新たなブロック塀等への再整備の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。

5) 【対策見込み：2020年3月末までに完了予定の全長】

- 2020年3月末までに、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。
- 点検が未完了のブロック塀等の場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し、2020年3月末までに完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

6) 【対策見込み：2020年4月以降に完了予定の全長】

- 2020年4月以降に、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

7)　【点検未完了：ブロック内部の点検が未完了の全長】

- 2019年4月1日時点で外観に基づく点検は完了しているが、ブロック内部の点検が未完了で、今後安全対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。（この場合、Oには計上しない。）
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。（この場合、Oには計上しない。）

8)　【点検未完了：外観に基づく点検が未完了の全長】

- 2019年4月1日時点で外観に基づく点検が未完了で、今後安全対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。（この場合、Ｐは計上しない。）
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。（この場合、Ｐは計上しない。）

５．留意事項

・本補足調査の結果については、都道府県等毎の状況をとりまとめて公表する予定です。

・各学校設置者においては、学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

（参考）点検内容

・「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施施企第12号））」と同様です。

●外観に基づく点検

平成20年３月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検を「外観に基づく点検」とする。

外観目視等により、以下の事項について問題がないか確認する。

1) 高すぎないか。（組積造は１．２ｍ以下、補強コンクリートブロック造は２．２ｍ以下） ※ 高さは地盤面から計測する。
2) 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の１／１０以上、補強コンクリートブロック造は10ｃｍ（高さ２ｍ超は15ｃｍ）以上）
3) 控え壁があるか。（組積造は４ｍ以下ごとに壁の厚さの１．５倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は３．４ｍ以下ごとに塀の高さの１／５以上突出した控え壁を設ける）（高さが１．２ｍを超える場合のみ）
4) 基礎があるか。
5) 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

※ 補強コンクリートブロック造については、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は、1)～4)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第 12 条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～4)の事項に適合していること、5)の事項に問題がないことが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとすることも可とする。

●ブロック内部の点検

平成20年３月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検を「ブロック内部の点検」とする。

設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項について問題がないか確認する。

1) 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の６に照らして適切か。
2) 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の８に照らして適切か。
3) 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の８に照らして適切か。

※ 構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられた補強コンクリートブロック造の塀であることが設計図書等により確認できる場合は、1)～3)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～３)の事項に適合していることが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとすることも可とする。

●留意事項

・点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。

・点検にあたっては、「学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について」（平成 30 年６月 20 日付け事務連絡）のとおり、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し実施するようお願いします。